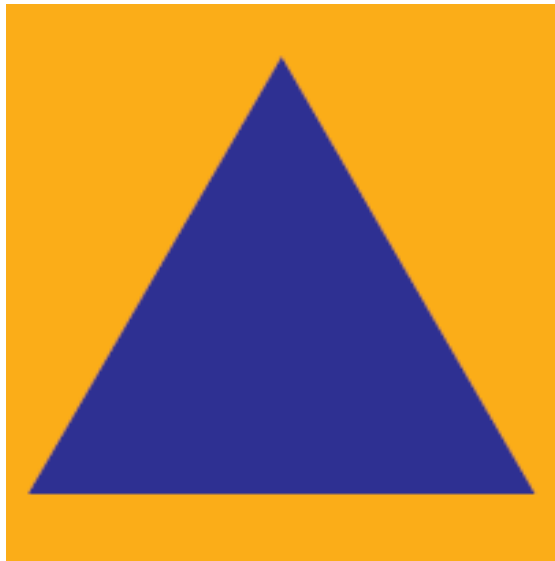


国民保護の概要



* このマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用するものです。ジュネーヴ諸条約追加議定書（1949年）で定められている国際的な標章です。

目次

I	事態対処法（武力攻撃事態対処法）の概要	1
1	事態対処法の概要	1
2	武力攻撃事態の想定	2
3	緊急対処事態の想定	2
(1)	武力攻撃事態 類型ごとの特徴	3
(2)	緊急対処事態 事態例ごとの特徴	5
(3)	事態の特色	7
II	国民保護法の概要と国・地方公共団体等の役割	8
1	国民保護法の概要	8
2	武力攻撃事態における対処の流れ	9
(1)	避難	10
(2)	救援	11
(3)	武力攻撃に伴う被害の最小化	12
(4)	武力攻撃事態における対処の仕組み	13
(5)	国民の協力	14
(6)	国民の権利及び義務に関する措置	15
(7)	市町村の主な役割	16
(8)	消防の役割	17
(9)	国民保護に関する基本指針及び国民保護計画等	18
(10)	今後のスケジュール	19
III	国民保護に関するQ&A	20
IV	用語の定義	23

I 事態対処法（武力攻撃事態対処法）の概要

「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）などの有事関連三法が、平成 15 年 6 月に成立しました。

事態対処法は、有事法制全体の中核として位置付けられる法律です。国民保護法は、有事法制の中核として位置付けられる事態対処法に基づいて作成されています。

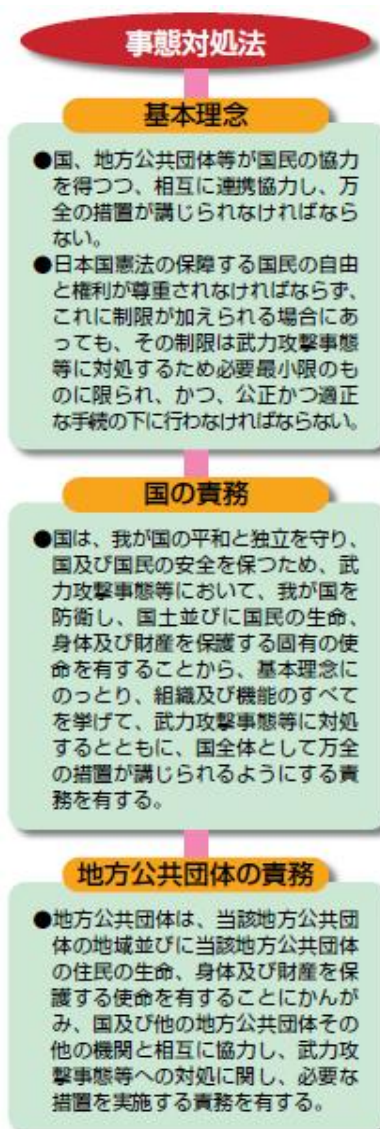
ここでは、事態対処法の概要について説明するとともに、事態対処法に定める武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定について紹介します。

1 事態対処法の概要

事態対処法は、第 1 章で基本となる事項を定めています（右図参照）。事態対処に係る基本理念や、国、地方公共団体等の責務並びに国民の協力について定めています。

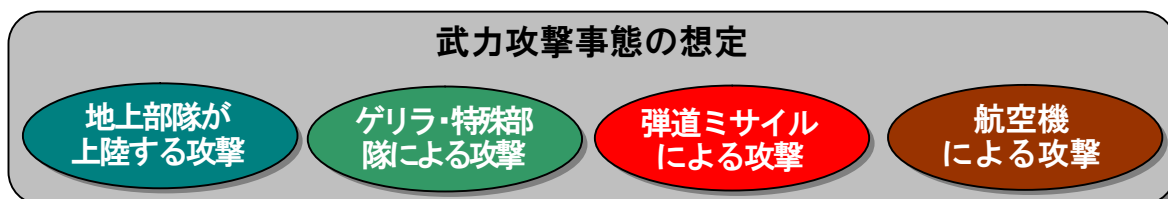
第 2 章では、武力攻撃事態等への対処のための手続等が定められています。武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）を定めることや、対処基本方針に係る対処措置の実施の推進を行う武力攻撃事態等対策本部（対策本部）の設置並びに対策本部長及び内閣総理大臣の権限などについて定めています。

第 3 章では、この法律に基づいて整備する国民保護法等の必要となる法制の整備に関する基本方針等を、第 4 章では、大規模テロ等の緊急対処事態への対処のための措置などについて定めています。



2 武力攻撃事態の想定

事態対処法では、武力攻撃事態を「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」と規定しています。想定している事態は、次の図のとおりです。



(平成 16 年 3 月 19 日内閣衆質 159 第 40 号、平岡秀夫衆議院議員提出質問に対する答弁書から抜粋)

3 緊急対処事態の想定

事態対処法では、緊急対処事態を「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」と規定しています。想定している事態は、次の図のとおりです。

緊急対処事態の想定

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力発電施設等の破壊 石油コンビナート、都市ガス貯蔵施設等の爆破
②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 新幹線等の爆破
③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	放射線物質を混入させた爆弾等の爆発による 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入
④爆破の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(平成 16 年 5 月 12 日衆議院武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会での前原誠司衆議院議員の質問に対する井上国務大臣答弁から抜粋)

次頁より、武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定している各類型について説明します。

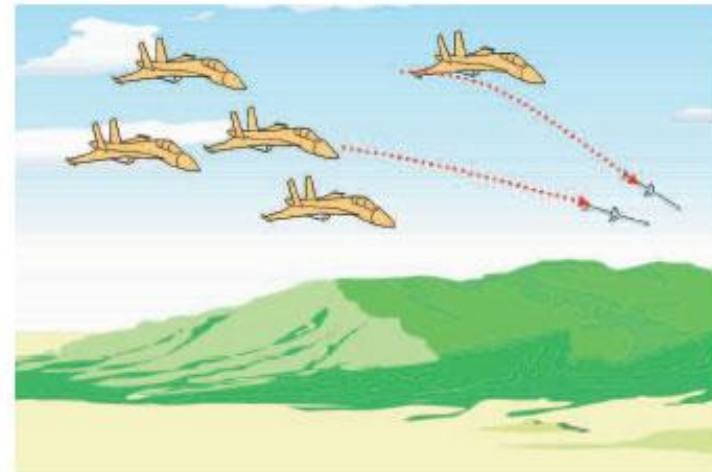
(1) 武力攻撃事態 類型ごとの特徴

着上陸侵攻の場合



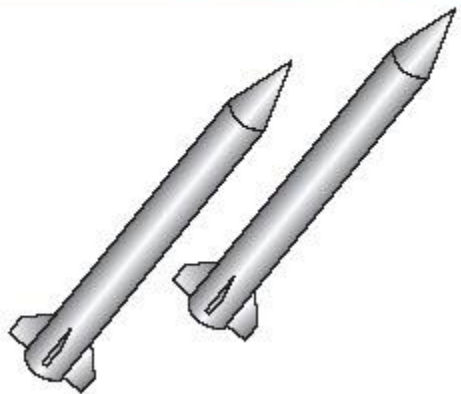
- ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。
- ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- ・ 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。

航空攻撃の場合



- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。
- ・ 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。

弾道ミサイルの場合



- ・発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想されます。
- ・弾頭の種類（通常弾頭であるのか、[※]NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

※ 「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)の総称。

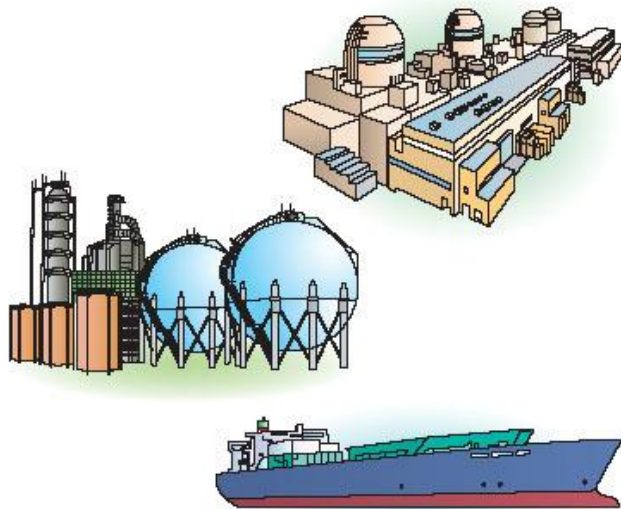
ゲリラ・特殊部隊の場合



- ・突発的に被害が発生することも考えられます。
- ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、大きな被害が生ずる恐れがあります。
- ・NBC兵器やダーティボムが使用されることも想定されます。

(2) 緊急対処事態 事態例ごとの特徴

危険性を内在する物質を有する
施設等に対する攻撃が行われる事態



原子力事業所などの破壊

大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。

石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。

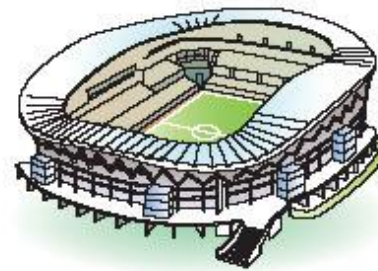
危険物積載船などへの攻撃

危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。

多数の人が集合する施設及び大量輸送機関
等に対する攻撃が行われる場合

大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる場合

※ダーティボム

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾



ダーティボム※などの爆発

爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。

生物剤の大量散布

人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

化学剤の大量散布

地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をほうのように広がります。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる場

航空機などによる自爆テロ

爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。



(3) 事 態 の 特 色

		事態生起の可能性	措置実施までの時間的余裕	主な国民保護措置の態様	留意点
武力攻撃事態	着上陸侵攻	●近い将来、大がかりな準備を伴う着上陸侵攻の可能性は低い	●防空作戦、周辺海域による作戦等を経て領土上での作戦に至ると見込まれる	●侵攻予想地域における住民避難等	●都道府県の区域を越える大規模な避難への対応 ●島嶼部、離島等への侵攻の際の対応
	航空機攻撃	●我が国へ武力攻撃がある場合、我が国の地理的特性や現代戦の様相から、 － 航空機、ミサイルによる、 － 急襲的航空攻撃が － 反復して行われると見込まれる	●我が国領土から遠方での発見、要撃等の対処が容易	●攻撃の規模、頻度等に応じた避難・退避	●航空機による攻撃に対する、自衛隊、米軍の防空能力の評価 ●NBC兵器使用の場合の対応
	弾道ミサイル攻撃	●同上 ●弾道ミサイルの拡散の進展への対応は、差し迫った課題	●発射からは弾着まではごく短時間	●攻撃の規模、頻度等に応じた退避（屋内退避、地下施設への退避）や避難	●弾道ミサイルに有効に対処し得るシステムは未配備 ●NBC弾頭の場合の対応
	ゲリラ作戦	●我が国は高度に都市化・市街化していることから、武力攻撃の形態として、特殊部隊・ゲリラによる都市部への攻撃が予想される ●国際テロ組織等への対応は差し迫った課題	●攻撃が生起してから発覚する事例が多いのではないか。 ●不審船等による場合には、事前に発見できるケースもあるか。	●攻撃の態様等に応じた退避・避難 ●ゲリラ活動地域等における警戒区域の設定 ●生活関連等施設の安全確保	●捜索時等の住民の安全確保 ●国による警報、避難指示と現場対応の関係 ●NBC兵器使用の場合や原発への攻撃の場合への対応
緊急処理事態		●基本的には、ゲリラ作戦等と同様に考えればよい。	●被害が生じてから発覚する事例が多いのではないか。	●侵害排除を伴う場合、ゲリラ作戦と同様となるのではないかと。 ●侵害排除行為を伴わない場合、通常の災害と同様になるのではないかと。	●NBC兵器テロなどへの対応 ●どの程度のものを緊急処理事態として認定することになるか。